

平成25年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)

具体的には平成24年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	所得総額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額は大体の目安です。

※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。

所得=所得税法上の所得の合算額-所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

【受付期間】4月22日(月)～5月24日(金)

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)

②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 1部

③平成25年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)

④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)

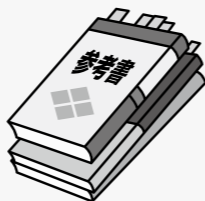
※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意しない方は先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください)

※平成25年1月1日に西原町以外に住居のあった方は、西原町に税の情報がないため、後日、課税証明書の提出を求めます。

※追加申請(町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る)については平成26年1月末日まで。

【提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または教育部教育総務課 ☎945-5039 (内線 513) FAX 945-6770



子どもの急な発熱!でも仕事を休めない...
そんな時のために登録を行っておくと安心です。

病後児保育事業

登録申請を行っておくと安心です!

☆利用方法

事前に福祉部福祉課窓口で利用登録が必要です。

利用時は利用申請書を直接、実施施設へ提出し、ご利用ください。

※申請書は福祉部福祉課窓口で配布しています。

☆利用例

さいしょに

5月1日
登録



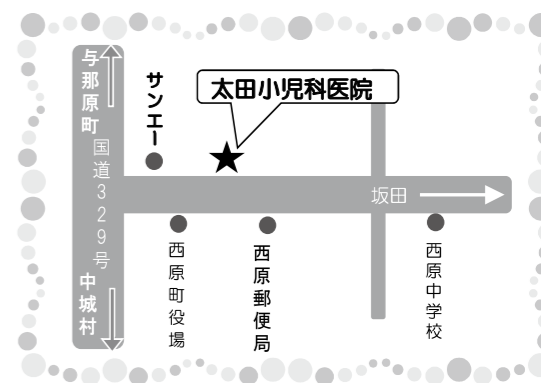
福祉部福祉課窓口で
登録の申請

つぎに

5月2日
利用



太田小児科医院で
利用の申請



☆実施施設

医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2
電話 946-5081

★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課の窓口で行ってください。

★病院での登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課の窓口で申請が必要です。

☆対象児童

西原町に居住する児童で次のいずれかに該当するもの

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(生後3ヶ月から小学校3年までの児童)

☆利用料金

①保育料 2,000円 (1人当たり日額)

②食費 500円 (おやつ込み)

(半日利用の場合は、保育料は半額になります。)

(お弁当とおやつ持参の場合は食費はかかりません。)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の減免が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の減免が受けられない場合がありますのでご注意ください。

(1)市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除(1,000円)※半日の場合は半額

(2)生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30~17:30			8:30~12:00	8:30~	8:30~	×
午後	8:30~17:30			×	17:30	15:30	×

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939

